

( 4 ) 敷均しは、日平均気温が 5 以下の場合施工しないものとする。

ただし、やむを得ず気温 5 以下で舗設する場合は、事前に工事監督員の承諾を得るものとする。

( 5 ) 1 層の計画仕上がり厚さは、7 cm以下とする。

4 ) 請負者は、締固め及び継目の施工を次により行うものとする。

( 1 ) 混合物は、敷均し後、ローラによって特記仕様書に定める締固め度が得られるよう十分に締固めるものとする。

また、ローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ等で十分に締固めて仕上げるものとする。

( 2 ) 横継目、縦継目及び構造物との接触部は、十分締固め、密着させ平坦に仕上げるものとする。

( 3 ) 既に舗設した端部が十分締固められていない場合又はき裂が多く発生している場合は、その部分を除去した後、隣接部を施工するものとする。

また、各層の縦継目の位置は15cm以上、横継目の位置は1 m以上ずらすものとし、表層の縦継目の位置は、事前に工事監督員と協議するものとする。

## 第 5 節 道路付属工

### 12 - 5 - 1 適用の範囲

本節は、エプロン、臨港道路等の縁石、区画線及び道路表示、道路標識及び防護柵に関する一般的事項を取扱うものとする。

### 12 - 5 - 2 縁石

1 ) 分離帯、歩車道等の境界に用いるブロックは、「JIS A 5307 コンクリート境界ブロック」に適合するもの、又は同等以上の品質を有するものとする。

2 ) 請負者は、施工を次により行うものとする。

( 1 ) 縁石は、清掃した基礎上に安定よく、とおり、高さ及び平坦性を確保し据付け、目地モルタルを充填するものとする。

( 2 ) 目地間隙は、1.0cm以下とする。

### 12 - 5 - 3 区画線及び道路表示

1) 材料は、次によるものとする。

(1) トラフィックペイントは、「JIS K 5665 路面表示用塗料」に適合するもの、又は同等以上の品質を有するもの、ガラスビーズは「JIS R 3301 路面表示塗料用ガラスビーズ」に適合するもの、又は同等以上の品質を有するものとする。

(2) 使用する塗料の種類及び使用量は、図面及び特記仕様書の定めによるものとする。

2) 請負者は、施工を次により行うものとする。

(1) 表示は、原則として、機械施工によるものとする。

なお、人力施工による場合は、事前に工事監督員の承諾を得るものとする。

(2) 表示は、施工に先立ち路面の水分、泥、砂塵、ほこり等を除去し、均一に塗装するものとする。

### 12 - 5 - 4 道路標識

1) 材 料

(1) 標識板は、次によるものとする。

(イ) アルミニウムの標識板は、「JIS H 4000 アルミニウム合金の板及び条」に適合するもの、又は同等以上の品質を有するものとする。

(ロ) 合成樹脂の標識板の品質は、図面及び特記仕様書の定めによるものとする。

(2) 支柱は、次によるものとする。

(イ) 使用する材料の種類は、特記仕様書の定めによるものとする。

(ロ) 鋼管は、「JIS G 3444 一般構造用炭素鋼鋼管」に適合するもの、又は同等以上の品質を有するもので、表面に合成樹脂(0.3mm以上の膜厚の塩化ビニール又はポリエチレン等)を被覆したもの又は溶融亜鉛めっきを施したうえに耐候性及び密着性の良好な塗料を塗布したものとする。

(ハ) アルミニウム管は、「JIS H 4100 アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材」に適合するもの、又は同等以上の品質を有するものとする。

(3) 取付金具及び補強材は、次によるものとする。

(イ) アルミニウム合金の標識板に使用する取付金具及び補強材は、「JI

S H 4100 アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材」に適合したものの、又は同等以上の品質を有するものとする。

(口) 鋼材は、表面に十分防せい処理を施したものとする。

(4) 標識に使用する反射材は、「JIS Z 9117 保安用反射シート及びテープ」に適合するもの、又は同等以上の品質を有するものとする。

## 2) 施 工

請負者は、施工を次により行うものとする。

(1) 設置位置は、図面の定めによるものとする。

(2) 建込みは、標識板の向き、角度、標識板の支柱のとおり、傾斜及び支柱上のキャップの有無に注意し施工するものとする。

## 12 - 5 - 5 防護柵

### 1) 材 料

(1) 材料は、「表12 - 5 防護柵の規格」の規格に適合するもの、又は同等以上の品質を有するものとし、形式は特記仕様書の定めによるものとする。

(2) 塗装仕上げをする防護柵の材料は、次によるものとする。

(イ) 鋼製ビーム、ブラケット、支柱及びその他の部材(ケーブルを除く。)は、成形加工後、溶融亜鉛めっき法により亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行うものとする。

なお、この場合、めっき面に燐酸塩処理等の下地処理を行うものとする。

(ロ) 亜鉛の付着量は、「JIS G 3302 溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」の $275\text{g}/\text{m}^2$ 以上とする。

(ハ) 仕上げ塗装は、熱硬化性アクリル樹脂塗料又はこれと同等以上の塗料とする。

また、塗膜厚は最小 $20\mu$ とする。

(ニ) ガードケーブルのロープの亜鉛付着量は、素線に対し $220\text{g}/\text{m}^2$ 以上とする。

(ホ) 支柱の亜鉛めっき及び仕上げ塗装は、(イ)、(ロ)及び(ハ)を適用する。

ただし、埋め込み部分は、亜鉛めっき後、黒ワニス又はこれと同等以上のものを使用して内外面とも塗装を行うものとする。

(ヘ) 塗装仕上げをする場合のボルト、ナット、索端金具及び継手は、

(イ)、(ロ)及び(ハ)を適用し、溶融亜鉛めっきを施したものとする。

(3) 塗装仕上げを行わない防護柵の材料は、次によるものとする。

(イ) 鋼製ビーム、ブラケット、支柱及びその他の部材(ケーブルを除く。)は、成形加工後、溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。

(ロ) 亜鉛の付着量は、ビーム、ブラケット及び支柱の場合「JIS H 8641 溶融亜鉛めっき2種(HDZ55)」の $550\text{g}/\text{m}^2$ (片面の付着量)以上とし、その他部材(ケーブルは除く。)の場合は、同じく2種(HDZ35)の $350\text{g}/\text{m}^2$ (片面の付着量)以上とする。

(ハ) 板厚が $3.0\text{mm}$ 以下のビーム等は、塗装するものとする。

(ニ) ガードケーブルのロープの亜鉛付着量は、素線に対し $300\text{g}/\text{m}^2$ 以上とする。

## 2) 施 工

請負者は、防護柵を橋梁、擁壁、函きよ等のコンクリート中に設置する場合、構造物のコンクリート打設前に型枠等を使用し、図面に定める位置に箱抜き等を行うものとする。

表12 - 5 防護柵の規格

形状 部材	ガードレール	ガードケーブル	ガードパイプ
ビーム	JIS G 3101 SS400 JIS H 4000		
ケーブル		JIS G 3525 ケーブルの径は18mm構造は3 × 7G / 0とする。 なお、ケーブル1本当りの破 断強度は16t以上とする。	
パイプ			JIS G 3444 STK400
支柱	JIS G 3444 STK400 JIS H 4080	JIS G 3444 STK400	JIS G 3101 SS400 JIS G 3444 STK400
ブラケット	JIS G 3101 SS400	JIS G 3101 SS400	JIS G 3101 SS400
継手			JIS G 3101 SS400 JIS G 3444 STK400
索端金具		ソケットはケーブルと調整ネジを取付けた状態でケーブルの1本当りの破断強度以上の強さを持つものとする。	
ボルト ナット	JIS B 1180 JIS B 1181 ブラケット取付用ボルト（ネジの呼びM20）は4 Tとし、 ビーム継手用及び取付用ボルト（ネジの呼びM16）は6 Tとする。	JIS B 1180 JIS B 1181 ブラケット取付用ボルト（ネジの呼びM12）及びケーブル取付用ボルト（ネジの呼びM10）は4 Tとする。	JIS B 1180 JIS B 1181 ブラケット取付用ボルト（ネジの呼びM16）は4 Tとし、継手用ボルト（ネジの呼びM16、M14）は6 Tとする。